# 宅地建物取引業者報酬の額（エコノミータイプ）注文書

| ご注文履歴 | ☐ なし（初めて）　☐ あり（　　年　　月頃）※不明の場合はご記入不要です |
|---|---|

| ご注文者様 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | フリガナ | | フリガナ | |
| | 御社名 | | ご担当者 | |
| | 郵便番号<br>ご住所 | 〒 | | |
| | お電話番号 | | FAX番号 | |
| | レイアウト<br>お受取先 | ☐ FAX<br>☐ メールアドレス ➡ | | |

| 備　考　欄 | |
|---|---|

※ご注文者様と異なる場合のみご記入下さい

| お届け先 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | フリガナ | | フリガナ | |
| | 御社名 | | ご担当者 | |
| | 郵便番号<br>ご住所 | 〒　　お電話番号 | | |

| 板　の　色 | |
|---|---|
| ☐ リッチゴールド（黒文字） | ☐ モダンシルバー（黒文字） |
| ☐ ブロンズ（黒文字） | ☐ アクアブルー（黒文字） |
| ☐ ミントグリーン（黒文字） | ☐ ローズ（黒文字） |
| ☐ ラベンダー（黒文字） | |
| ☐ パワーブラック（ゴールド文字） | ☐ パワーブラック（シルバー文字） |
| ☐ ロイヤルブルー（ゴールド文字） | ☐ ロイヤルブルー（シルバー文字） |
| ☐ ワインレッド（ゴールド文字） | ☐ ワインレッド（シルバー文字） |
| ☐ ディープグリーン（ゴールド文字） | ☐ ディープグリーン（シルバー文字） |

| ご注文数量（価格は消費税込） | | |
|---|---|---|
| 本　体 | 1枚 **11,000**円<br>横450×縦400mm | ☐ 枚 |
| 取付金具<br>※化粧ビスとぴたっとさんの併用は不可 | **化粧ビス**<br>本体の四隅に穴あけ有り<br>（4本1組）**880**円 | ☐ 組 |
| | **ぴたっとさん**<br>本体の四隅に穴あけ無し<br>1組 **880**円 | ☐ 組 |
| ギフトボックス<br>1個**880**円<br>※デザインは当社HPでごらんください | Aタイプ（市松模様） | ☐ 個 |
| | Bタイプ（ライムグリーン） | ☐ 個 |
| | Cタイプ（ネイビーブルー） | ☐ 個 |
| 合計金額 | 円 | |

| 穴あけ | ☐ 不要　☐ 四隅　☐ 上2か所 |
|---|---|

↑※お手持ちの金具等で取付の場合も無料で穴あけします。（穴直径 4mm）

| 書　体 | 文字が小さい為、最も見やすい【 角ゴシック体 】のみとさせて頂きます。 |
|---|---|

☐☐ ← 旧字体や難しい漢字は大きく書いて下さい

年　　月　　日送信

## 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

（昭和四十五年九月十二日建設省告示第千五百五十二号）
最終改正　令和六年六月二十七日国土交通省告示第九百四十九号

**第一　定義**

この告示において、「宅地建物取引業法」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等に係る課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるこの告示において同じ。）が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該売買又は交換に係る消費税等相当額を含まない。）を次に掲げる宅地又は建物の価格に応じてそれぞれの金額（消費税等相当額を含まない。）を超えないものとすることを基本とし、当該交換に係る宅地又は建物の価格に差があるときは、これらの価格のうちいずれか多い価格とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に消費税等相当額を加算した金額を合計した金額以内とする。

| 百万円以下の金額 | 百分の五・五 |
|---|---|
| 百万円を超え四百万円以下の金額 | 百分の四・四 |
| 四百万円を超える金額 | 百分の三・三 |

**第二　売買又は交換の媒介に関する報酬の額**

宅地建物取引業者（課税事業者（消費税法第二項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されない事業者を除く。）である場合に限る。第三から第五まで、第六から第千まで及び第十一において同じ。）が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額は、当該売買又は交換に係る消費税等相当額を含まない。）を基本とし、当該交換に係る宅地又は建物の価格に差があるときは、これらの価格のうちいずれか多い価格とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額（消費税等相当額を含まない。）を超えないものとすることを基本とし、当該交換に係る宅地又は建物の価格に差があるときは、これらの価格のうちいずれか多い価格とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に消費税等相当額を加算した金額を合計した金額以内とする。

| 二百万円以下の金額 | 百分の五・五 |
|---|---|
| 二百万円を超え四百万円以下の金額 | 百分の四・四 |
| 四百万円を超える金額 | 百分の三・三 |

**第三　宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額**

宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項及び第五において同じ。）は、その報酬の額と媒介に関して依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

**第四　宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の媒介に関して受ける報酬の額**

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項及び第五において同じ。）は、当該賃借に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該媒介が使用貸借の目的物の賃借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該賃借分の依頼者の承諾を得ている場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の一・一倍を超えてはならない。

**第五　賃借の代理に関する報酬の額**

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項及び第六において同じ。）は、当該宅地又は建物の賃借の月分の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分の一・一倍を超えてはならない。

**第六　権利金の授受がある場合の特例**

宅地又は建物の使用に供する建物を除く。）の賃貸借で権利金その他いかなる名義をもってするかを問わず、権利設定の対価として支払われる金銭であって返還されないものをいう。）の授受があるものの代理又は媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該代理又は媒介に係る消費税等相当額を含む。）については、第四又は第五に規定によることができる。

**第七　低廉な空家等の売買又は交換の代理における特例**

宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）については、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合において、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が次の表の上欄に掲げる金額に区分して算出した金額の二倍を超えてはならない。

**第八　低廉な空家等の売買又は交換の媒介における特例**

宅地建物取引業者が当該売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）については、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合において、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第七の規定により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の媒介に関して依頼者の一方から受ける報酬の額が当該売買又は交換の代理に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額を超えないときは、この限りでない。

**第九　長期の空家等の賃借の媒介における特例**

長期の空家等（現に居住の用に供されていない建物であって、その所有者（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）が当該媒介に係る宅地建物取引業者に対し当該建物の賃借の媒介の依頼を行った日（以下この項において「依頼日」という。）の属する年の前々年の十月一日から依頼日の属する年の前年の九月三十日までの間に当該建物の売買の媒介の依頼を行ったことがないものをいう。）の賃借の媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）については、第四の規定にかかわらず、当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額を超えてはならない。

**第十　長期の空家等の賃借の代理における特例**

長期の空家等の賃借の代理について依頼者の相手方から報酬を受ける場合におけるその報酬の額（代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）は、当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額以内とする。

**第十一　長期の空家等の賃借の媒介における特例**

一　宅地建物取引業者が当該代理に係る賃借の相手方から報酬を受ける場合におけるその報酬の額（代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）は、当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額以内とする。

二　宅地建物取引業者が当該媒介に係る賃借の相手方から報酬を受ける場合におけるその報酬の額（代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる賃借の月分の二・二倍に相当する金額以内とする。

| | |
|---|---|
| ① | 宅地建物取引業者が当該賃借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。次の②において同じ。）が当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額を超えないときは、その報酬の額 |
| ② | 宅地建物取引業者が当該賃借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額が当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額を超えるときは、その報酬の額から当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額を除いた額の二分の一に相当する金額に当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額を加算した金額 |

**第十一の二　居住用の建物の賃借の媒介における特例**

居住用の建物（専ら居住の用に供されていない建物であって、その所有者（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）が当該媒介に係る宅地建物取引業者に対し当該建物の賃借の媒介の依頼を行った日（以下この項において「依頼日」という。）の属する年の前々年の十月一日から依頼日の属する年の前年の九月三十日までの間に当該建物の売買の媒介の依頼を行ったことがないものをいう。）の賃借の媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）については、第四の規定にかかわらず、当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額を超えてはならない。

**第十二　低廉な空家等の賃借の媒介における特例**

宅地建物取引業者が当該賃借の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）は、当該宅地又は建物の賃借の月分の二・二倍に相当する金額を超えてはならない。

**第十三　権利金の授受がある場合の特例**

宅地建物取引業者が当該賃借の代理又は媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）は、当該宅地又は建物の賃借の月分の二・二倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分の二・二倍を超えてはならない。

**第十四　消費税の税率が改正された場合の特例**

① 宅地建物取引業者は、この告示（第一項本文の規定により算出した金額に係る部分に限る。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から施行日の前日までの間に成立したものの代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

② 前項の規定により宅地建物取引業者が施行日から施行日の前日までの間に受けることのできる報酬の額の合計額（当該期間の空家等の借賃の一月分の二・二倍に相当する金額に限る。）が、当該期間の空家等の借賃の一月分の二・二倍に相当する金額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。次項において同じ。）（当該賃借の相手方から報酬を受ける場合にあっては、当該金額の二倍に相当する金額）を超えるときは、当該期間の空家等の借賃の一月分の二・二倍に相当する金額を超えない範囲内で報酬を受けることができる。

**第十五　長期の空家等の賃借の代理における特例**

長期の空家等の賃借の代理について、次に掲げる報酬の額（第二号にあっては、その合計額）は、第五の規定にかかわらず、当該長期の空家等の借賃の一月分の二・二倍に相当する金額以内とする。

一　宅地建物取引業者が当該代理に係る賃借の相手方から報酬を受ける場合におけるその報酬の額（代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）

二　宅地建物取引業者が当該長期の空家等の賃借の一月分の二・二倍に相当する金額以内で依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。次号において同じ。）（当該賃借の相手方から報酬を受ける場合にあっては、当該金額の二倍に相当する金額）を超えるときは、当該期間の空家等の賃借の一月分の二・二倍に相当する金額を超えない範囲内で報酬を受けることができる。

**第十六　長期の空家等の賃借の媒介における特例**

長期の空家等の賃借の媒介について、次に掲げる報酬の額（第二号にあっては、その合計額）は、第五の規定にかかわらず、当該長期の空家等の借賃の一月分の二・二倍に相当する金額以内とする。

一　宅地建物取引業者が当該媒介に係る賃借の相手方から報酬を受ける場合におけるその報酬の額（代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）

二　宅地建物取引業者が当該長期の空家等の賃借の一月分の二・二倍に相当する金額以内で依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。次号において同じ。）（当該賃借の相手方から報酬を受ける場合にあっては、当該金額の二倍に相当する金額）を超えるときは、当該期間の空家等の賃借の一月分の二・二倍に相当する金額を超えない範囲内で報酬を受けることができる。

**第十七　居住用の建物の賃借の媒介における特例**

居住用の建物（専ら居住の用に供されていない建物であって、その所有者（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）が当該媒介に係る宅地建物取引業者に対し当該建物の賃借の媒介の依頼を行った日（以下この項において「依頼日」という。）の属する年の前々年の十月一日から依頼日の属する年の前年の九月三十日までの間に当該建物の売買の媒介の依頼を行ったことがないものをいう。）の賃借の媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）については、第四の規定にかかわらず、当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額を超えてはならない。

**第十八　低廉な空家等の賃借の媒介における特例**

宅地建物取引業者が当該賃借の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）は、当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額を超えてはならない。

**第十九　権利金の授受がある場合の特例**

宅地建物取引業者が当該賃借の代理又は媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）は、当該賃借の月分の二・二倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分の二・二倍を超えてはならない。

**附則**

この告示は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

**附則**（昭和四十年四月建設省告示第千四百七十四号）は、廃止する。

**附則**（平成元年二月十七日建設省告示第二百六十三号）

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

**附則**（平成九年四月七日建設省告示第百五十五号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

**附則**（平成十九年十二月八日国土交通省告示第三百九十七号）

この告示は、平成十九年十二月十八日から施行する。

**附則**（平成十八年十二月八日国土交通省告示第百四）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

**附則**（平成十八年十二月八日国土交通省告示第百四）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

**附則**（平成二十年八月三〇日国土交通省告示第百九十三号）

この告示は、平成二十年九月一日から施行する。

**附則**（令和元年八月三〇日国土交通省告示第百九十三号）

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

**附則**（令和六年六月二十七日国土交通省告示第九百四十九号）

1　この告示は、令和六年十月一日から施行する。

2　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の基本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十六条第一項において読み替えて準用する同法附則第五条第二項の規定による改正前の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条に規定する報酬率に相当する金額を定む宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

この告示は、令和六年七月一日から施行する。

最新版（令和6年7月1日施行分）

**ご記入後ファクスまたはメールにてお送り下さい**

FAX **092-936-7802**　メール **netshop@miurasenden.com**

許可票・登録票スピード通販 **㈱ミウラ宣伝** 福岡県糟屋郡志免町南里2丁目24-10　電話：092-936-7801

R8.5